

(別記様式5)

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認定番号	佐賀県公安委員会 第23号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	シルク代行運転
	主たる営業所が所在する市区町村	佐賀市
処分年月日	令和8年1月27日	
処分内容	指示	
処分理由	受託運転自動車に対する損害賠償責任保険に未加入(無保険)の状態で自動車運転代行業を行ったことが判明したため。	
根拠法令	・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条 ・同法第22条第2項	
処分を行った都道府県	佐賀県	